

平成 24 年度
豪雪地帯の振興に関する要望

平成 23 年 7 月

全国豪雪地帯町村議会議長会

目 次

第 1	豪雪地帯対策の充実強化	1
第 2	冬期交通・通信の確保	2
第 3	文教・生活環境施設等の整備及び医療対策の強化	4
第 4	税制・財政対策の改善	5
第 5	農林業振興及び産業対策の強化	7
第 6	定住の促進及び克雪対策等の強化	8
第 7	防災対策の強化	9
第 8	調査研究の推進	10

第1 豪雪地帯対策の充実強化

1 豪雪法第14条及び第15条の特例措置の期限延長

平成23年度末に失効する豪雪地帯対策特別措置法第14条及び第15条の特例措置については、これまで特別豪雪地帯における冬期交通確保や教育機会の均等に大きく貢献してきたところであり、適用期限の延長とともに財政措置の拡充を図ること。

2 豪雪地帯対策の充実強化

豪雪地帯対策基本計画に基づく雪国の特性を生かした豪雪地帯対策の推進に当たっては、道府県計画を最大限尊重し、総合的な豪雪地帯対策を推進すること。

第2 冬期交通・通信の確保

1 道路交通の確保

- (1) 冬期の交通確保に万全を期するため、積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画を着実に推進すること。
- (2) 雪寒道路の指定の拡大を図るとともに、その除排雪、防雪及び凍雪害防止対策に係る財政措置を強化すること。
また、国、道府県、市町村相互間で整合性のとれた消除雪体制を確立すること。
- (3) 除雪機械の整備・普及を図り、積雪期における道路の確保に努めるとともに、除雪機械の格納庫の設置に係る財源を確保すること。
また、除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。
- (4) 雪国の安全で快適な歩行者空間をつくるため、歩道除雪の充実、消雪施設の整備、流雪溝の設置、堆雪幅の確保など各種事業の協調による冬期バリアフリー対策を総合的に推進すること。
- (5) スノートピア道路事業を推進し、積雪・堆雪に配慮した体系的な道路整備を行うとともに、消融雪施設、流雪溝等の整備を行うこと。
- (6) 異常豪雪時における雪捨て場、一時堆積場所の確保をはじめとする道路と住宅の総合的雪処理を推進すること。

2 鉄道・バス交通の確保

- (1) 豪雪地帯における鉄道輸送を確保するため、防除雪設備を整備すること。
- (2) 豪雪地帯の住民の足となるバス路線を確保するため、防除雪設備及び体制を強化するとともに、地方バス路線運行維持対策を強化す

ること。

3 通信の確保

- (1) 豪雪による通信機能の停滞を防ぐため、通信線路の地下ケーブル化の整備、着雪防止工法の採用などの雪害防除対策を強化すること。
- (2) 山間豪雪地域など条件不利地域における情報連絡体制を確保するため、情報通信基盤及び移動通信用鉄塔施設の整備に対する財政措置を充実すること。

第3 文教・生活環境施設等の整備及び医療対策の強化

1 文教施設の整備促進

耐雪耐寒構造の公立文教施設、屋内社会体育施設等の整備を促進すること。

また、冬期通学困難地域については、スクールバス等就学を確保するための設備配置に必要な措置を講じること。

2 生活環境施設の整備促進

(1) 融雪・流雪機能を装備した下水道施設など豪雪地帯に適合した生活環境施設の整備に係る財政措置を充実すること。

(2) 消流雪用水の安定した供給を図るため、雪対策ダム事業、消流雪用水導入事業を促進すること。

3 社会福祉施設の整備促進

社会福祉施設の整備については、豪雪地帯の実態を踏まえ所要の財政措置を講じること。

また、社会福祉施設に係る除雪経費の財政措置を充実するとともに、対象地域を豪雪地帯全域に拡大すること。

4 医療対策の強化

冬期無医地区等の医療体制を強化するため、へき地診療所の運営に係る財政措置を充実すること。

特に、巡回診療用雪上車、患者輸送用雪上車等豪雪地帯の医療に必要な不可欠な設備配置に係る財政措置を充実すること。

第4 税制・財政対策の改善

1 豪雪対策関係予算の確保

一括交付金の制度設計にあたっては、豪雪地帯に対する特別な補助金・交付金は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。

2 地方交付税の配分強化

地方交付税の算定においては、豪雪地帯の特殊事情を踏まえ、寒冷補正の見直しを図り、傾斜配分を強化すること。

3 豪雪対策関係地方債枠の拡大

豪雪地帯対策に係る財源を確保するため、一般単独事業債の豪雪対策事業分及び自然災害防止事業分の起債枠を拡大すること。

4 国税、地方税の特例制度の創設等

(1) 雪国の生活実態を考慮し、屋根の雪おろしに係る雑損控除制度を充実させること。

また、積雪寒冷による不可避的な生計費増嵩に対する税負担の軽減を図るため、雪寒控除制度の創設を検討すること。

(2) 豪雪地域における新築住宅は、建設費が一般地域に比べて高額なため、固定資産税の軽減措置の拡充を図ること。

(3) 小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準額の特例措置に関して、豪雪地帯については、雪処理スペースを考慮し、その対象面積を拡大する措置を新たに講じること。

5 公共事業の適期施行確保

豪雪地帯における公共事業の適期施行を確保するため、補助事業とこれに対する起債配分の早期決定等抜本的対策を講じること。

第5 農林業振興及び産業対策の強化

1 農林業振興対策の強化

(1) 農業の振興

冷涼な気候条件を活かした農業の生産性向上を図るため、農業生産基盤整備事業及び農村整備事業を推進すること。

(2) 林業の振興

豪雪地帯に適した林業の推進を図るため、森林整備事業及び治山事業の所要額を確保すること。

また、豪雪に起因する造林被害に対し復旧助成措置の強化拡充を図ること。

(3) 農道及び林道の整備促進

農林業の振興を図るため、農道及び林道の整備事業を促進すること。

2 産業振興対策等の強化

(1) 雪資源などの環境資源を積極的に活用した計画的な地域振興策を推進するため、スキー、スケート場等のレクリエーション施設の整備事業に対する財政措置を充実すること。

(2) 豪雪地帯における雇用の拡大を図るため、通年雇用を推進するとともに、冬期の季節的業務に従事する労働者に対する援護措置を拡大すること。

(3) 出稼労働者援護対策を充実強化すること。

第6 定住の促進及び克雪対策等の強化

1 定住の促進

- (1) 克雪住宅共同整備事業については、街路事業、道路整備事業、市街地再開発型区画整理事業等との一体的実施による面的無雪街区整備を促進すること。
- (2) 高齢化社会の進展を踏まえ、既存住宅の克雪化を含めた克雪住宅の普及を促進すること。
また、雪処理が困難な高齢者が冬期間だけ移住できる冬期居住施設の整備を推進すること。
- (3) 雪処理の担い手を確保するため、ボランティアの育成や地域外からの応援に対する支援策を講じること。
また、異常豪雪時においては、速やかに自衛隊の災害派遣を行い孤立集落や高齢者世帯に対する雪処理を支援すること。

2 克雪、利雪、親雪対策の強化

- (1) 安全安心な雪国創造事業を推進するとともに、雪国の抱える課題と現状を踏まえた街づくりの方策を調査、検討すること。
- (2) 豪雪地帯における住民の生活及び諸活動の安全性と利便性を向上させるため、道路・交通情報、気象情報、地域情報、生活情報など雪に関する多様な情報を提供する総合的雪情報システムの構築を促進すること。

第7 防災対策の強化

1 雪害対策の強化

- (1) 雪崩災害を防止するため、危険箇所での雪崩防止施設の整備を推進するとともに、監視装置の設置や警戒避難体制の確立など総合的な雪崩対策を展開すること。
また、治山事業による雪崩の防止対策も強化すること。
- (2) 雪崩等による土砂災害を防止するため、雪対策砂防モデル事業の促進と事業量の拡大を図ること。
- (3) 地吹雪による被害を未然に防ぐため、予報・警備体制を強化するとともに、防雪柵、待避駐車場など地吹雪対策設備の整備促進を図ること。

2 消防・防災体制の強化

- (1) 冬期における消防機能の低下を防ぐため、消防防災施設及び設備の整備に係る財政措置を充実すること。
- (2) 降雪期の地震災害に対処するため、積雪地帯における地震防災対策及び復旧等援護対策を早期に確立すること。

第8 調査研究の推進

1 総合的な調査研究体制の確立

豪雪対策に関する既存の研究機関の機能を拡充するとともに、「産・官・学」一体となった総合的な調査研究体制を確立すること。

2 雪資源活用のための調査研究

雪資源を積極的に活用するため、克雪・利雪・親雪に関する調査研究を推進すること。

また、雪の冷熱エネルギー活用技術を更に発展させるとともに、その活用を図るための事業を促進すること。

3 生活環境改善のための調査研究

(1) 安全で住みよい豪雪地帯を形成するため、集落における除排雪体制のあり方など雪国における住環境の課題について調査研究を進め、その対策を講じること。

(2) 雪による道路交通の遮断を防ぐため、除雪機械、道路交通確保技術等に関する調査研究を推進すること。

(3) 安価で自然にやさしい凍結防止剤及び路面凍結防止舗装の研究開発を推進すること。

(4) 豪雪地帯への定住促進のため、克雪住宅に関する調査研究を推進すること。